

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 大森 純一 様 〒107-0052 日本国 東京都港区赤坂 7-5-47 U&M赤坂ビル 2F	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
発送日 (日.月.年) 18.02.2020		
出願人又は代理人の書類記号 今後の手続については、 下記2を参照すること。 SP373213W000		
国際出願番号 PCT/JP2019/046700	国際出願日 (日.月.年) 29.11.2019	優先日 (日.月.年) 11.12.2018
国際特許分類 (I P C) H04R 17/00(2006.01)i; G06F 3/01(2006.01)i FI: G06F3/01 514; G06F3/01 570; H04R17/00 330J		
出願人 (氏名又は名称) ソニー株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 <p style="text-align: center;">05.02.2020</p>	権限のある職員（特許庁審査官） <p style="text-align: center;">滝谷 亮一 5E 3135</p> 電話番号 03-3581-1101 内線 3521
--	--	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-11	有
	請求項	1-3	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : WO 2017/075611 A1 (OSTENDO TECHNOLOGIES, INC.) 04.05.2017(2017-05-04)
請求項1-3, 段落[63]-[65], [71]-[78], [96]-[0138], 図1-8

& JP 2018-536933 A

& US 2017/0123487 A1

& CN 108431736 A

& KR 10-2018-0088390 A

文献2 : JP 2006-212287 A (松下電器産業株式会社) 17.08.2006(2006-08-17)
段落[0003], [0010]-[0012], 図1 (ファミリーなし)

文献3 : WO 2017/163389 A1 (株式会社日立製作所) 28.09.2017(2017-09-28)
段落[0116], 図15C

& US 2018/0296194 A1

段落[0219]-[0221], 図15C

文献4 : WO 2017/221381 A1 (株式会社日立製作所) 28.12.2017(2017-12-28)
段落[0011], [0014], 図1-2

& US 2018/0271479 A1

段落[0029], [0032], 図1-2

文献5 : JP 2011-48818 A (韓国電子通信研究院) 10.03.2011(2011-03-10)
段落[0030]-[0055], 図1-6

& US 2011/054360 A1

段落[0037]-[0069], 図1-6

文献6 : US 2017/0055938 A1 (VERILY LIFE SCIENCES LLC) 02.03.2017(2017-03-02)
要約, 図1-2

& WO 2017/034748 A1

文献7 : US 2013/0041477 A1 (SIKDAR, Siddhartha) 14.02.2013(2013-02-14)
要約, 図1-3 (ファミリーなし)

文献8 : MCINTOSH, Jess et al., EchoFlex: Hand Gesture Recognition using Ultrasound Imaging, Proceedings of the 2017 CHI Conference on Human Factors in Computing Systems, 2017.05.06, pp.1923-1934
pp.1923-1934

[請求項1、2について]

請求項1、2に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1により新規性・進歩性を有しない。

文献1 (特に段落[63]-[65], [71], [104]-[108], 図2, 6) には、
ユーザーの腕部又は脚部の内部組織にむけて超音波を発信する送信部(超音波送受信機25)と、
前記超音波が発信される前記腕部又は前記脚部の周方向に沿って前記腕部又は前記脚部を囲むように複数配置され(図2Aや段落[104]-[105]の記載から、超音波送受信機25が手首を囲むように配置されていることは明らかである)、前記ユーザーの四肢の少なくとも一部の動き情報を取得するために、前記超音波が前記内部組織を透過した超音波及び反射した超音波のうち少なくとも一方を受信する受信部(超音波送受信機25)と
を具備する超音波ユーザーインターフェース装置(システム1)が記載されている。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

なお、超音波イメージングにおいて、複数の超音波送受信機を計測対象を囲むように配置することは、例えば文献3や文献4に記載されるように周知技術でもある。

[請求項3について]

請求項3に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1により新規性・進歩性を有しない。

文献1の図6を参照すると、受信部は少なくとも5つ以上存在している。

[請求項4-7、9-10について]

請求項4-7、9-10に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1により進歩性を有しない。

超音波イメージングのスキャンニングにおいては、送信機が順に発信することは周知技術である。

[請求項8について]

請求項8に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1により進歩性を有しない。

必要であれば位置ずれ補正を行うことは当業者には適宜なしえた設計事項である。

[請求項11について]

請求項11に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1及び文献2により進歩性を有しない。

文献2（特に段落[0003], [0012]）には、音響結合媒体2（本願発明の「変形部材」に対応する）をリザーバタンク3（「容器」）に收容された音響整合部品を設けるものにおいて、音響結合部材2とリザーバタンク3の音響インピーダンスがおおよそ 1.530Mrayl である人体に近似したものとすることが記載されている。

文献1及び文献2のものは、共に超音波イメージングに関するものであるから、文献1に対し文献2のものを適用し、本願発明と同様の構成を有するものとすることは、当業者には容易に想到しえたものである。